

早期帰還・定住プラン

平成25年3月7日
福島復興再生総括本部

1. 本プランの目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故により、警戒区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域として避難指示が発出された12市町村については、順次、避難指示区域の見直しを進めてきたところ、平成25年3月7日の原子力災害対策本部決定をもって、10市町村の避難指示区域の見直しが完了する。これにより、今後1、2年のうちに住民の帰還のために必要な環境を整えるべき区域においては、避難住民の帰還に向けた取組が、新たな段階を迎える。一日も早く帰還を望む住民が故郷へ帰れるようにするためには、これらの区域において、日常生活に必須のインフラだけでなく医療、介護、商店などの生活関連サービスの復旧、再開を速やかに進める必要がある。このため、これまでの取組を通じて明らかとなった早期帰還・定住にとって隘路となっている様々な課題について、福島復興再生総括本部と福島復興再生総局の枠組みを最大限機能させることによって速やかに解決し、避難住民の帰還・定住を加速するため、本プランをとりまとめた。

本プランの実施に当たって、国は、避難指示が解除されるまで待つことなく、必要な施策を速やかに実行に移し、さらには、取組の前倒しを行う。これにより、帰還を望む住民の一日も早い帰還を実現する。また、避難指示解除後に住民が早期に帰還ができ、人々が福島に住み続けられる環境の整備を図るため、地元や東京電力任せにせず、国が前面に立って対応する。その際、自治体への「支援」や「査定」ではなく、国も一緒になって知恵を出すという姿勢で、地元自治体が抱える諸課題の解決に創造的に取り組んでいく。

2. 帰還・定住加速の基礎となる6つの取組

※【】は主要関連省庁名。

帰還・定住を加速していく上で基礎となる環境整備を行い、帰還準備の本格化に備えるため、国は以下の6つの取組を進める。

(1) インフラの早期復旧

避難指示の解除や住民の帰還に向けて、道路や上下水道等、基盤となるインフラの復旧を進め、生活環境の早期整備に資する。このため、復旧目標や進捗状況を地域住民等と共有しつつ、除染との工程調整の実施、建設副産物等の仮置場の確保など、復旧事業の円滑な推進方策を講じ、復旧を加速する。

① インフラ復旧工程表に基づく復旧

- 引き続き市町村等ごとのインフラ復旧工程表の作成を進めるとともに、工程表が作成された市町村等については、節目節目に工程表を見直すこととし、着実にインフラ復旧を進める。【復興庁・内閣府原子力被災者生活支援チーム・国土交通省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省】

② 住民帰還に向けた取組

- 避難指示が解除された区域や避難指示解除準備区域への住民帰還に不可欠な施設の復旧や整備については、今後、居住制限区域や帰還困難区域においても取り組んでいく。福島復興再生特別措置法を改正し、広域インフラ施設等、住民帰還のために必要となる施設の再稼働や整備については、居住制限区域や帰還困難区域においても国の対応が可能となるよう措置する。【復興庁・内閣府原子力被災者生活支援チーム・国土交通省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省】

(2) 災害廃棄物等の処理の着実な実施

災害廃棄物の処理の遅れが復旧全体の遅れにつながることから、住民の方々の帰還の妨げにならないよう、災害廃棄物等の撤去・処理を着実に進めるとともに、特に、近い将来の帰還が想定される避難指示解除準備区域における災害廃棄物や家の片づけごみ等の撤去・処理に優先的に取り組む。

① 避難指示解除準備区域における優先処理

- 処理の前提となる仮置き場や処理施設（仮設焼却炉）の確保を進めながら、避難指示解除準備区域・居住制限区域・帰還困難区域それぞれにおける住民の帰還時期を考慮し、自治体ごとの取組方針や具体的な処理スケジュールについて、各自治体と調整しながら進めていく。【環境省】

② 新たな課題への対応

- 帰還に向けて発生する家の片づけごみ等の処理については、当初想定していなかったものの、国として処理する必要性が高いことから、自治体の処理体制が整うまでの間、国として処理を実施する。【環境省】

(3) 除染・中間貯蔵施設の着実な進展

放射線量の低減が帰還の前提の一つとなることから、国は、除染事業を計画的かつ着実に実行・推進するとともに、当初の計画では想定し得なかった課題

についても柔軟に対処し、住民の帰還につなげていく。

① 除染の着実な実施

- 居住制限区域及び避難指示解除準備区域においては、国において除染事業を実施しているが、現在、4 市町村において 37 行政区・字のうち 13 行政区・字において除染を実施中。引き続き、仮置場の確保及び除染に係る住民からの同意取得を進め、着実に除染を実施する。また、被ばく線量低減に向け、除染に資する研究開発を実施する。【環境省・文部科学省】
- その上で、本年夏頃を目処に、除染特別地域内の全ての市町村を対象に除染の実施状況について点検し、必要に応じて、スケジュール等を見直す。【環境省】
- また、帰還困難区域について、復興に係る取組を検討するにあたっての基礎データを収集するための除染モデル実証事業を実施する。【復興庁・内閣府原子力被災者支援チーム・環境省】
- 森林除染については、住居等近隣の森林の除染を速やかに実施しつつ、住居等近隣以外の森林については、関係省庁が連携して調査・研究を進め、適時・適切に対策の見直しや充実を検討する。【復興庁・農林水産省・環境省】

② 新たな課題への対応

- 省庁横断的な対応が必要な新たな課題については、復興大臣と環境大臣による「除染・復興加速のためのタスクフォース」を含めて関係省庁一丸となって対応する。【復興庁・内閣府原子力被災者支援チーム・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省】

<タスクフォース等での主な検討事項>

- 農地の除染と農業生産性向上の同時達成や森林除染と林業発展のための方策を検討する。【農林水産省・環境省】
- インフラ復旧を加速するため、除染とインフラ復旧の工程調整を図り、一体的に推進する。【環境省・国交省他インフラ関係省庁】
- 除染の新技术等の活用を更に促進するための仕組みを新たに構築する。【環境省】
- 損傷又は老朽化等により国が除染困難と判断した工作物の解体等を所有者が自ら行う場合について、国と東京電力により当該所有者への適切な対応を図る。【経済産業省・環境省】

③ 中間貯蔵施設の着実な進展

- 中間貯蔵施設の早期整備に向けて、地元自治体等に安全性や必要性等についてより一層丁寧な説明を行う。【環境省】

(4) 安全・安心に向けた取組

避難住民が帰還後、安心して生活をおくれるようにするため、国は、東京電力福島第一原子力発電所の安全性や放射線に関するリスク等について、自治体や住民に対して丁寧に説明・情報提供を行う。

- ① **東京電力福島第一原子力発電所の安全性確保、廃炉の安全・確実な実施**
 - ・ 東京電力に対して要求している、安全を確保する上での措置を講ずべき事項及び東京電力から提出された実施計画、原子力規制委員会における実施計画の審査内容などについて、原子力規制委員会において地元自治体に対して丁寧に説明を行うとともに、東京電力の廃炉に向けた取組について、経済産業省において分かりやすい説明資料等を作成の上、地域住民や地元自治体に対して直接、丁寧に説明する。【経済産業省、原子力規制庁】
 - ・ 廃炉対策推進会議において、本年 6 月を目途に中長期的ロードマップを改訂し、廃炉に向けた研究開発の実施等により廃炉の加速を安全かつ確実に進める。【経済産業省・文部科学省】

- ② **広く住民の健康にかかるリスクコミュニケーションの実施**
 - ・ 放射線量の基準、事故によって飛散した放射性物質の影響、様々なモニタリング結果、被ばく線量の推計や甲状腺検査の結果などについて、環境省が担当省庁の協力を得て分かりやすい説明資料等を作成する。その上で、環境省を含む担当省庁から、地域住民や地元自治体に対して直接、丁寧に説明する。【原子力被災者等の健康不安対策調整会議関係省庁・原子力規制庁】

- ③ **放射線モニタリングの実施**
 - ・ 住民の帰還に合わせて、地元自治体とも連携して、モニタリングポストの増設などにより、よりきめ細かなモニタリングを実施するとともに、測定結果のリアルタイム公開の拡大など情報発信の充実を図る。（関連事業：避難指示区域等における環境放射線モニタリング推進事業）【総合モニタリング計画関係省庁】

(5) 十分な予算の確保と柔軟な執行

帰還加速や定住促進等に必要な財源を十分に確保していくべく、復興予算のフレームの 25 兆円への拡大を行うとともに、平成 24 年度補正予算の成立、平成 25 年度予算案の決定を切れ目なく行う。平成 24 年度補正予算及び平成

25 年度予算案では、「地域の希望復活応援事業(福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業委託費)」、「コミュニティ復活交付金(長期避難者生活拠点形成交付金)」、「子ども元気復活交付金(福島定住緊急支援交付金)」の三本柱からなる「福島ふるさと復活プロジェクト」を新たに創設したが、引き続き、十分な予算を確保していく。【復興庁・各省庁】

また、予算はその確保のみならず円滑な執行こそが重要であるとの認識の下、市町村が必要とする事業について、福島復興再生総局がワンストップで即断即決していく。また、技術的な専門人材の派遣についても、地元自治体のニーズを踏まえ、関係省庁で検討する。【復興庁・各省庁】

(6) 賠償の丁寧かつ迅速な対応

避難先から帰還する住民の生活再建が一日も早く進むよう、円滑な賠償の実施に努める。【文部科学省・経済産業省】

- 避難されている住民の方々の生活再建にとって不可欠な財物賠償について、可能な限り早期に賠償に必要となる請求書の送付を開始する。
- 避難指示解除を受けて、早期に帰還する住民が直面する困難に着目した賠償について検討を行う。
- また、区域見直し後、避難指示解除に向けた協議を開始する環境の段階的な整備に応じ、解除後の賠償について検討を行う。
- 住民や事業者の方々の立場にたった賠償が行われるよう、賠償請求書を分かりやすく簡素化させたり、コールセンター等の窓口対応の質を向上させたりする等の対応を確保する。
- 賠償に関する紛争を迅速かつ効率的に解決するため、原子力損害賠償紛争解決センター（ADR センター）の体制を強化する。
- 被害者が適切に賠償を受けられるよう、未請求者の掘り起こしなどを東京電力に求めていくとともに、ADR センターを利用する被害者の時効に関する危惧を払拭し、和解仲介制度の活用を促進するための措置を検討する。

3. 住民の生活再開に当たって取り組むべき3つの重点分野

早期に帰還される住民の方々の生活再開が円滑に進むよう、特に以下の3つの分野について、重点的に取組を進める。

(1) 生活環境の整備

避難されている住民の方々が早期に帰還し生活を再開できるよう、国は、不足している生活関連サービスの代替・補完等について、地元のニーズに対し

め細かく対応することを通じて、帰還後の生活環境の充実を図る。

① 医療及び福祉体制の確保

- 帰還後も適切な医療サービスが受けられるよう、医療機関の施設の改修や医療機器の整備等を行う。また、医療機関ごとのニーズに合わせた医師等の派遣調整や県外からの看護職員の確保を推進するための医療機関への助成を行うとともに、避難している看護師資格保有者の帰還・就職及び地元の看護学生の地元の病院等への就業を促進・支援するなど、医療従事者確保を推進する。（関連事業：地域医療再生基金）【厚生労働省】
- 帰還しても必要な福祉・介護サービスが受けられるよう、有資格者の就職の促進、介護職員等の応援事業の支援などの取組を進め福祉・介護人材不足を解消する。（関連事業：福祉・介護人材確保緊急支援事業、介護福祉士等修学資金貸付事業、障害福祉サービス事業再開支援事業、保育士人材確保等事業）【厚生労働省】
- また、医療や介護、予防、生活支援サービス、住まいのサービスを一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築等を推進するため、介護サービス事業所に対するニーズの高い地域に新たに事業所等を開設するなどとして、地域の福祉・介護体制の充実を図る。（関連事業：介護基盤緊急整備等臨時特例基金、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金、障害福祉サービス事業再開支援事業、社会福祉施設等施設整備費補助金等）【厚生労働省】

② 商業施設の再開

- グループ補助金について、平成 25 年度から新たに共同施設の新設や街区の再配置なども補助対象に盛り込み、地域の商業機能の回復ニーズに応える。（関連事業：中小企業組合等共同施設等災害復旧事業）【経済産業省】
- 商業事業者を含む中小企業・小規模事業者が早期に事業再開できるよう、（独）中小企業基盤整備機構が仮設店舗等を設置し、自治体を通じて事業者は無償で貸し出しを行う。（関連事業：仮設工場・仮設店舗等の整備）【経済産業省】

③ 高校における教育機会の確保

- これまで通学圏にあった高校が避難指示により再開できておらず、帰還後に高校への通学が困難となるという課題がある。【文部科学省】
- 現在開校しているサテライト校への通学を支援するための措置を講ずるとともに、国も協力して実施している「福島県双葉郡教育復興に関する協議会」において双葉郡の中長期的な教育復興について議論を進めて

おり、6月を目途にビジョンとりまとめ予定。【文部科学省】

④ その他生活環境の整備へのきめ細かな対応

- 生活環境の整備には様々なニーズが存在し、既存の制度では十分に対応できないものも存在する。このため、平成 24 年度補正予算及び平成 25 年度予算案に、地域のニーズにきめ細かく対応するための予算を計上し、地元ニーズにきめ細かく、そして、機動的に対応するための予算を盛り込んでいる。また、予算の執行にあたっては、地元自治体のニーズにスピーディーにかつ柔軟に対応するため、福島復興再生総局において即断即決していく。（関連事業：地域の希望復活応援事業（福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業委託費））【復興庁】

<具体例>

- 帰還に伴う避難住民の不安を実体験を通じて解消していくための一時帰還（滞在）、週末帰還（滞在）などの際のバス運行等
- 避難住民が帰還後に感じる様々な不安について気軽に相談できるよう、様々な分野の対面相談・電話相談
- 地域の様々な行事、学校の運動会などが原発事故前と同様に開催できるよう、避難住民の再会
- コミュニティバス運行
- 原発事故の影響により、子育て世帯を中心として人口が流出し、地域の活力低下が懸念されていることから、公的な賃貸住宅の供給や全天候型運動施設の整備等を行う。（関連事業：子ども元気復活交付金（福島定住緊急支援交付金））【復興庁】
- 将来の帰還に向けて、防火のための除草や公共施設の点検・清掃等、区域の荒廃抑制・保全のための措置を講ずる。（関連事業：地域の希望復活応援事業（福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業委託費））【復興庁】

(2) 産業振興・雇用の確保

避難住民が早期に帰還するためには帰還先の近傍で十分な雇用が提供されていることが極めて重要であることから、国は、企業の新規立地や既存企業の再開に向けた環境整備を行う。

① 新規立地や企業の帰還等の促進

- 平成 25 年度より、特に原子力災害により甚大な被害を受けた地域等において、新産業の誘致・既存企業の新増設等による産業振興をさらに加速させるための企業立地補助金を措置する。予算成立後速やかに公募できるように、早期に準備を進める。（関連事業：津波・原子力災害被災地

域雇用創出企業立地補助金)【経済産業省】

- 福島復興再生特別措置法を改正し、既存企業のみならず新たに避難指示解除準備区域等に進出する企業に対しても、税制優遇措置を講ずる。【復興庁】
- 事業者には個別のヒアリングや経営相談を実施し、地域の中核企業の帰還に向けた課題の把握を行うとともに、課題解決に向けた施策の紹介等を行うことを通じて、事業者等の意向に沿った形で施策を実施する。【経済産業省】

② 研究開発拠点等の整備

- 以下のような研究開発拠点等の整備を進め、地域の産業振興を図る。
- 放射性物質分析等に係る機能や設備を備えた国際研究拠点を整備し、最先端の研究開発を実施することで、福島第一原子力発電所の廃炉を加速する。その一環である、廃炉のための遠隔操作ロボット実証試験施設については、技術的な観点から廃炉作業を加速するのに最適な場所を早急に選定し、平成26年度中の運用開始を目指す。(関連事業：放射性物質研究拠点施設等整備事業)【経済産業省】

(3) 農林水産業の再開

避難住民が帰還後速やかに農林水産業を再開できるよう、国は、除染やインフラ復旧等を速やかに進めるとともに、営農再開に向けた農地の保全管理等の取組、森林整備と放射性物質対策の一体的実施、漁業再開に向けた段階的な取組等を行う。

- 農業用施設、林道、漁場・漁港等の復旧を迅速に進めるため、引き続き、技術職員の派遣などにより、必要な調査、工事等を可能な限り前倒して実施する。【農林水産省】
- 農地の除染技術等の開発を引き続き進めるとともに、除染後の農地等の保全管理から作付実証、大規模化や施設園芸の導入等の新たな農業への転換まで、一連の取組を切れ目なく行えるようにすることにより、速やかに営農再開できる環境を整える。(関連事業：農地等の放射性物質の除去・低減技術の開発、ため池等汚染拡散防止対策実証事業、福島県営農再開支援事業)【農林水産省】
- 稲については、避難指示区域の見直しの進捗や試験栽培の結果を踏まえ、本年から、避難指示解除準備区域等においては、管理計画を策定して、作付実証等の作付再開準備を進める。また、旧緊急時避難準備区域においては、全量生産出荷管理の下で作付の再開を進める。【農林水産省】
- 間伐等の森林整備と副産物の減容化、拡散防止等の放射性物質対策の一

体的実施や放射性物質の影響を考慮した森林整備に係る作業システムの普及などにより、林業再生に向けた環境を整える。(関連事業：森林整備事業、放射性物質対処型森林・林業復興対策実証事業)【農林水産省】

- 漁業の再開に向けて、平成 24 年 6 月から相馬地区の沖合底びき網漁業などによる試験操業・試験販売が、対象魚種・海域を少しずつ拡大しながら実施されており、引き続き今後の水産物の放射性物質検査結果を踏まえつつ、試験操業・試験販売を進める。(関連事業：がんばる漁業復興支援事業)【農林水産省】

4. 実施体制・フォローアップ

本プランの実施にあたっては、復興大臣のリーダーシップの下で、福島復興再生総括本部を構成する担当省庁等が責任をもって行うこととし、福島復興再生総局が現場でスピーディーに対応していく。その際、被災 12 市町村のみならず、福島県や市町村組合、福島復興本社を設置した東京電力、また、その他の民間企業や NPO 等とも連携を密にして取り組んでいく。

今後の福島の再生は、被災 12 市町村の置かれている状況が異なること、また広域的観点からの対応が必要な課題もあることなどから、個別具体的に取組を進めていく。その際、今後 1、2 年のうちに住民の帰還のために必要な環境を整えるべき区域を擁する自治体については、国、福島県、当該自治体等の連携の下、本年夏頃を目途に、早期帰還に向けた具体的な道筋を示す工程表を策定し、時間軸を示しながら取り組んでいく。

本プランの実施状況については、福島復興再生総括本部においてフォローアップを行い、避難住民の帰還の状況、区域見直し、プランの実施状況等を踏まえて見直しを行うものとする。